伊丹市広報紙制作委託業務に係る公募型プロポーザル
実施要領

１．業務概要
(1) 業務名
伊丹市広報紙制作委託業務

(2) 目的
この要領は、「伊丹市広報紙制作委託業務」について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式を実施するにあたり方法等、必要な事項を定めるものとする

(3) 業務内容
別紙「仕様書」の通り

(4) 契約期間
契約締結日から令和８年３月 31 日まで

２．予定価格（予算額）
10,235,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、見積価格が予定価格を超過した場合は、失格とする

３．参加資格
プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない
(1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登載されていること
(2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと
(3) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していないこと
(4) 会社更生法第 17 条に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと
(5) 民事再生法第 21 条第 1 項に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
(6) 破産法第 18 条第 1 項若しくは第 19 条に基づく破産の申し立てがなされていないこと

４．スケジュール

・公示	2025 年６月４日（水）
・質問受付締切	2025 年６月 18 日（水）午後５時まで
・質問回答	2025 年６月 25 日（水）
・参加申込	2025 年６月 30 日（月）正午まで
・企画提案書等受付締切	2025 年７月９日（水）午後５時まで
・プレゼンテーション	2025 年７月 16 日（水）
・審査結果通知	2025 年７月 23 日（水）
・契約締結	2025 年８月１日（予定）

５．質問の受付及び回答
(1) 提出期限：2025 年６月 18 日（水）　午後５時まで（必着）
(2) 提出方法：別添の質問書【様式５】により、メールで提出すること
・提出者の会社名、所在地、担当者氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス等の必要事項を記載すること
・本プロポーザルに関する質問は、提出書類及び広報紙制作委託業務内容に関する

質問に限り、評価及び審査に関する質問は受け付けない
・メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません
・指定メールアドレス：koho@city.itami.lg.jp
・件名：【質問】伊丹市広報紙制作委託業務に係る公募型プロポーザル

(3) 回 答 日：2025 年６月 25 日（水）

(4) 回答方法：質問書を提出している者すべてにメールで回答するとともに市ホームページに掲載

６．企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
①参加申込書	様式１	データ提出	
②誓約書	様式２	データ提出	
③企画提案書	任意様式	１部	７部
④提案する伊丹市の広報紙	任意様式	８部	０部
⑤会社概要	様式３	データ提出	
⑥類似業務の実績調書（実績の資料含む）	様式４	データ提出	
⑦価格見積書及び内訳書	任意様式	データ提出	

※③④は原本・副本それぞれ必要部数と、その他データ提出の書類は CD-R（PDF 形式にして書き込み）で持参又は郵送により提出すること

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

(3) 提出期限等

①提出期限：2025 年７月９日（水） 午後５時まで（必着）

②提出場所：伊丹市役所総合政策部広報・シティプロモーション課

③提出方法：持参又は郵送によること

※郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること

７．審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、下記８の審査項目で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定する

(2) 審査結果の通知

審査結果は、電子メールにより参加者全員に通知する

８．審査基準及び配点

審査基準及び配点は、次の表のとおりとする

審査項目基準表　個人１００点満点×６人＝６００点満点とする

審査項目	審査の視点	配点
実施体制	・業務スケジュールは無理のない日程か ・適正な人員体制が確保されているか	２５

	・本市の指示に柔軟な対応が可能であるか ・兵庫県内か大阪府内に、本店・支店・営業所等を有するか	
提案内容	・制作過程の効率化・省力化が図られているか ・本市が要求する委託業務内容を理解し、具体的で実現性のある提案であるか ・紙面のレイアウト、文章の分かりやすさ・読みやすさ、色使いは適切か（提案する伊丹市広報紙を基に審査）	５０
業務実績	・他自治体の広報紙制作の十分な実績を有しているか	１５
見積価格	・積算額が妥当であるか	１０

９．失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする

(1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
(2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
(3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
(4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
(5) プロポーザルの手続きの過程で、前記３の(2)又は(3)の規定に抵触することが明らかとなったとき
(6) 正当な理由がなく説明会に欠席したとき
(7) プレゼンテーション及び質疑応答に出席しなかったとき
(8) 価格見積書の金額が、前記２示した価格（予定価格）を超過しているとき
(9) ８．に基づき審査した結果、その得点が３６０点に満たなかったとき

１０．契約

契約締結候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする

１１．その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない
(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある
(3) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない
(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする
(5) 管理技術者、担当技術者及びデザイナーは、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする
(6) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出を。
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする

１２．担当部署（問い合わせ先）

伊丹市役所総合政策部広報・シティプロモーション課
伊丹市千僧１－１ ℡072-784-8010（直通）